

告 示

埼玉県告示第九百三十号

平成二十七年七月の長雨及び台風第十一号に係る豪雨による災害を平成二十七年八月七日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十七年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司